

- 独立行政法人においては、事業の公共性に加え、国からの出資や運営費交付金の受入れに応じた説明責任が求められ、一方、医療法人においては、事業の公共性を踏まえ、一定の説明責任が求められている
- 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、出資目的の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たすこととしてはどうか

【現行(主なもの)】

事業に関するもの

- ① 事業計画
- ② 事業報告書
- ③ 評価結果
- ④ 契約・調達情報 等

(※)政策医療の実施状況の他、医療安全等も含めた法人の業務全般が対象

財務に関するもの

- ① 財務諸表(施設別財務書類)
- ② 監事及び監査法人の監査報告書 等

その他

- ① 役員報酬の基準
- ② 職員給与の基準 等

【新法人の方向性(案)】

出資目的の実施状況

- 国に報告・法人が公表
⇒事業計画、事業報告書、評価結果

医療事業の公共性

- 医療法上で主務官庁に報告することや、公表が義務づけられているものは、新法人においても誠実に実施
⇒事業報告書、医療機能情報、財務諸表、監査報告書
- その他公表すべき事項
⇒契約・調達情報、役職員の給与等の基準

- 医療法人制度においては、適切な法人の業務運営の担保のため、監事に対し、職務として業務及び財産の監査を求めるとともに、不正行為等の発見時の報告義務を付与
- 一方、行政法人制度においては、民間会社や一般社団・財団法人と同様に、監事の職務の遂行に必要な報告徴収に加え、調査権限が新たに設けられる予定
- 新法人における監事機能についても、その職務の遂行をよりの確なものとするため、行政法人（改正案）と同様に、権限及び義務を付与してはどうか

○医療法人等における監事の職務等

	現 行	医療法人	民間会社及び 一般社団(財団)法人	行政法人(改正案)
根拠法	独立行政法人通則法	医療法	会社法 一般社団(財団)法人法	行政法人通則法案
職務	業務の監査	業務又は財産の状況の監査	取締役(理事)の職務の執行の監査	業務の監査
	監査の結果に基づき必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出	毎会計年度、業務又は財産の状況についての監査報告書作成、社員総会又は理事への提出	監査終了後の監査報告の作成	・監査終了後の監査報告の作成 ・監査の結果に基づき必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出
権限	—	—	随時、取締役(理事)等に対する事業の報告徴収、又は業務及び財産の状況の調査	随時、役員(監事除く)等に対する事務及び事業の報告徴収、又は業務及び財産の調査
義務	—	不正行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実の発見時の都道府県知事又は社員総会等への報告(必要に応じ社員総会等の招集の請求)等	取締役(理事)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の取締役会(理事会)への報告	役員(監事除く)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の理事長(当該役員が理事長の場合は主務大臣)への報告

- 新法人は、国から示される基本方針に基づき、政策医療等を確実に実施することが求められており、新法人の業務運営の状況については、政策責任者たる厚生労働大臣が直接評価を行うが、厚生労働大臣がその評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、命令ではなく勧告としてはどうか
- 一方、医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、医療法人制度に倣い、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか

○法人の業務運営の改善への関与

	現行	医療法人 (2以上の都道府県の 区域における場合)	中期目標行政法人 (改正案)	新法人(案)
評価結果に基づき 必要がある場合	各府省評価委員会による 業務運営の改善の勧告	—	主務大臣による 業務運営の改善の命令	厚生労働大臣による 業務運営の改善の勧告
業務運営が著しく 適正を欠く場合	—	厚生労働大臣による是正又 は業務運営の改善の命令	主務大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令	厚生労働大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令
不正行為・違法行為 がある場合	主務大臣による 是正要求	厚生労働大臣による是正又 は業務運営の改善の命令	主務大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令	厚生労働大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令